

議案第十号

杉並区文化財保護条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成十七年二月十八日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区文化財保護条例の一部を改正する条例

杉並区文化財保護条例（昭和五十七年杉並区条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十八条第二項」を「第百八十二条第二項」に改める。

第二条第三号中「民俗芸能」の下に「及び民俗技術」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

（提案理由）

区の無形民俗文化財の定義を変更する等の必要がある。

杉並区文化財保護条例の一部を改正する条例新旧対照表

資 料

新 条 例	旧 条 例
<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）<u>第百八十二条第二項</u>の規定に基づき、杉並区（以下「区」という。）の区域内に存する文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて区民の文化的向上に資するとともに、郷土文化の振興と発展に貢献することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号。以下「法」という。）<u>第九十八条第二項</u>の規定に基づき、杉並区（以下「区」という。）の区域内に存する文化財について、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もつて区民の文化的向上に資するとともに、郷土文化の振興と発展に貢献することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「文化財」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>一 及び二 略</p> <p>三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する。</p>

する風俗慣習、民俗芸能及び民俗技術で  
生活の推移の理解のため欠くことのでき  
ないもの（以下「無形民俗文化財」とい  
う。）並びにこれらに用いられる衣服、  
器具、家屋その他の物件で生活の推移の  
理解のため欠くことのできないもの（以  
下「有形民俗文化財」という。）

#### 四 略

する風俗慣習、民俗芸能  
生活の推移の理解のため欠くことのでき  
ないもの（以下「無形民俗文化財」とい  
う。）及びこれらに用いられる衣服、  
器具、家屋その他の物件で生活の推移の  
理解のため欠くことのできないもの（以  
下「有形民俗文化財」という。）

#### 四 略